

キャンシステム INFOX ターミナル設置使用規約

第1条（総則）

端末設置カード会社（以下「当社」という）の加盟店（以下「甲」という）及び INFOX-NET 専用の信用照会端末機（以下「INFOX 端末/略称 INFOX」という）を接続する加入電話契約者（以下「乙」という）は、INFOX の設置、使用及び取り外しに関して、本規則に従うことを当社に承認しこれを遵守します。

第2条（INFOX の利用目的）

甲及び当社は INFOX を利用することにより、当社及び当社以外のカード会社等であって、甲との間で加盟店規約を有するもののうち当社が INFOX の利用を認めたもの（以下「利用カード会社」という）の加盟店規約等（以下「各社の加盟店規約等」という）に基づいて行われる信用販売に係わる取扱いをオンライン化し、もってカード取扱い事務の合理化及び軽減化を図るものとします。

第3条（INFOX の種類）

INFOX にはギャザリングタイプ INFOX とオーソリタイプ INFOX があります。

第4条（INFOX の設置）

- 1、 INFOX の設置、使用、保守、維持及び取り外しに係わる費用は、甲及び乙が負担するものとします。
- 2、 INFOX の設置に係わる電話新設置費用及び INFOX 使用のための通信料は甲または乙が負担するものとします。

第5条（情報登録）

- 1、 INFOX に登録する情報の設定及び変更は、当社及び利用カード会社が行うものとします。
- 2、 当社及び利用カード会社が甲に対し、INFOX に登録する情報の設定操作（DLL 操作）を依頼した場合は、甲は、INFOX の所定の操作手順により情報設定操作を行うものとします。

第6条（諸費用の負担及び支払い）

- 1、 甲及び乙は、INFOX の設置、使用、保管保守、維持及び取り外しに係わる費用を別に定める通り負担するものとします。
- 2、 甲及び乙は、その負担する費用について、連帯して支払いの責に任ずるものとし、当社が別に定める期日に所定の方法により支払うものとします。

第7条（INFOX の使用及び保管に関する義務）

- 1、 甲及び乙は、本規約及び操作手順の手引きに従い、善良なる管理者の注意をもって、INFOX の使用及び保管をするものとします。
- 2、 甲は、当社及び利用カード会社の会員に対して信用販売を行う場合は、原則としてすべて INFOX を使用して行うものとします。
- 3、 甲及び乙は、INFOX に異常又は故障が発生した場合は、速やかに当社が指定する連絡先に連絡した上、これを修理し、INFOX が常に正常に稼働する状態に保つものとします。
- 4、 甲及び乙は、当社が指定した以外の者に、INFOX 又は管理用 IC カード、DoPa カードの修理又は改造等をさせてはなりません。

第8条（無効カード番号通知書の照合及び承認番号の問い合わせ）

甲は、各社の加盟店規約等の定めに基づく無効カード通知書の照合及び承認番号の問い合わせを、INFOXを使用して、自動的に行うものとします。

第9条（メッセージ及び手続き）

- 1、前条の手続きを行った際、甲はINFOXの表示画面（以下「表示画面」という）又はINFOXから自動的に発行される売上票（以下「INFOX売上票」という）に表示されたメッセージ（以下「メッセージ」という）を遵守し、メッセージに基づき忠実に処理するものとします。
- 2、甲は、メッセージが「保留」「お問い合わせ下さい」等の場合、当該カード会社の承諾を受けることなく、インプリンター処理などで売上処理を行ってはなりません。
- 3、甲は、メッセージが「事故カード」「無効カード」の場合には、当該カードを回収の上当該カード会社へ至急連絡し、その指示に従うものとします。

第10条（売上票の確認と署名照会）

甲は、INFOX売上票について、会員番号、売上金額、支払区分及び承認番号等を確認し、会員の署名を徴収、カード記載の署名と同一であることを確認の上、信用販売を行うものとします。

第11条（日経表の出力及び照会）

- 1、甲は原則として販売日ごとに、所定の手続きによりINFOXから日計表を出力するものとします。
- 2、甲は、日計表に出力表示された当社及び利用カード会社のそれぞれの信用販売の取引件数、カード会社名、会員番号、売上日、売上区分及び金額等と当日のINFOX売上票に記載されているこれらの事項とを照合し、両者が一致しているか否かを確認するものとします（以下「日計照合」という）。

第12条（日計照合の不一致）

日計照合を行った結果、甲と当社又は利用カード会社との間で信用販売の件数、金額その他の事項について不一致が発見された場合には、甲はかかる不一致の原因を究明し、その結果を該当カード会社に報告するものとします。

第13条（売上票提出の義務）

- 1、甲は、原則として1ヶ月ごとにINFOX売上票を取りまとめ、当該カード会社に提出するものとします。ただし、当該カード会社が別の方法を定める場合は、所定の方法に従うものとします。
- 2、甲は、INFOX売上票を当該カード会社に提出する前に、当該カード会社から、当該信用販売について照合があった場合は、速やかに会員の署名があるINFOX売上票を当該カード会社に提出するなど信用販売の事実を証明しなければなりません。

第14条（売上票到着と同一効力の発生時期）

- 1、甲がINFOXを使用し、日計照合により確認された当該カード会社の会員に対して行った信用販売代金の精算は、各社の加盟店規約等の定めに関わらず、INFOXよりINFOX-NET経由でカード会社に伝送されたデータ又は、バッチ伝送もしくはMT等により到着した売上データに基づくものとしこれをもって会員の署名のあるINFOX売上票が当該カード会社に到着したものとみなします。
- 2、INFOX売上票到着と同一の効力は、データ伝送の場合は、日計照合及びINFOX売上票の合計が一致した時、売上データをINFOX-NETより当該カード会社にバッチ伝送する場合は、売上データが到着した時、

MT 等で送付する場合は、INFOX-NET より当該カード会社にて MT 等が到着した時をもって、当該信用販売分について発生するものとします。ただし、誤操作等により到着した当該カード会社で確認されている信用販売の件数又は金額と異なった場合はこの限りではありません。

第 15 条（売上データ送付カード会社）

- 1、 INFOX より INFOX-NET 経由で売上データを伝送又は MT 等で送付するカード会社は、当該カードにつき、甲との間で加盟契約を有するカード会社とします。
- 2、 会員が提示したカードにつき、前項に従い売上データを送付することのできるカード会社が複数ある時は、売上データの送付先カード会社は、以下の通りとします。但し、提携カード等一定カードについては、カード会社間の取り決めにより、異なる取扱いとなる場合があります。
 - （1）かかるカード会社に当社が含まれるときは、当社とします。
 - （2）かかるカード会社に当社が含まれないときは、当社に対する甲の申し出に基づき、利用カード会社のうち 1 社とすることとし、当該カード会社が INFOX-NET に登録する端末情報により設定、変更ができるものとします。
- 3、 前項（2）に該当する場合において、甲の申し出がない場合については、甲への通知なく、利用カード会社のうち 1 社が、INFOX-NET に登録する端末情報により設定され、また変更されることがあることを甲は承認します。

第 16 条（信用販売代金の精算）

INFOX による信用販売代金の精算は、第 14 条 2 項の効力の発生をもって、各社の加盟店規約に定める方法により行われるものとします。

第 17 条（失効及び清算の取り消し）

- 1、 第 13 条に従って、甲が会員署名のある INFOX 売上票を提出できず、また他の方法により信用販売の事実を証明できなかったときは、当該信用販売について生じた第 14 条の効力は当然取り消されるものとします。甲は、信用販売代金の精算が既に完了している場合は、当該信用販売代金相当額を当該カード会社に返還するものとします。
- 2、 当社及び利用カード会社が甲に支払うべき他の信用販売代金精算債務を有している場合には、当社及び利用カード会社は、前項の代金返還請求権との間で相殺することができるものとします。
- 3、 第 14 条で定めた効力が取り消された当該信用販売分については、日計処理時に遡って効力の発生がなかったものとします。甲が、第 13 条により当該カード会社に INFOX 売上票を提出している場合も同様とします。

第 18 条（故障時の手続き）

- 1、 甲は INFOX 使用の際、次の各号に該当した場合は、INFOX の使用を中止し、当社及び利用カード会社所定の売上票（以下「インプリンター用売上票」という）にて、売上処理するものとします。
 - （1） INFOX が故障した場合
 - （2） カード会社センター又はネットワークに故障が発生した場合
 - （3） 通信異常等により通信エラーを繰り返した場合
 - （4） 磁気ストライプの読み取りが出来ずマニュアル入力を使用できない場合
- 2、 前項の場合、甲は当該カード会社に電話連絡をし、全件承認番号を取得するものとします。
- 3、 本条第 1 項に基づいて処理されたインプリンター用売上票の集計、提出及び清算は、当該カード会

社の加盟店規約に基づくものとします。ただし、当該カード会社が別に定める方法がある場合には、その所定の方法に従うものとします。

第19条（通知義務）

甲は、次の各号に該当する場合には、1ヶ月前までに、当社に対し書面より通知しなければなりません。

- （1） 店舗改装などにより、INFOXの使用を一時中止又は一時取り外す場合
- （2） INFOXの設置場所を移転又は変更する場合
- （3） 甲の業種又は取扱い商品の変更がある場合
- （4） 加入電話契約者の変更（かかる場合、甲は新たな加入電話契約者から本契約に遵守する旨の念書を取り、これを当社に提出するものとします）及び電話回線（電話番号又は種別）の変更

第20条（禁止事項）

甲及び乙は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- （1） INFOX登録情報を他に漏らすこと
- （2） INFOXを甲以外のものに使用させること
- （3） 当社及び利用カード会社以外のカード会社のために、INFOXを使用すること

第21条（INFOX取り外し及び費用負担）

1、当社は甲又は乙と当社又は利用カード会社との間において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、甲及び乙の承諾なしに、いつでもINFOXを取り外すことができるものとします。

- （1） 甲又は乙が、本規約上の義務を怠りまたは本規約に違反した場合
- （2） 甲又は乙の信用状態に重大な変化が生じたとき当社が認めた場合
- （3） 甲又は乙が、INFOXの接続されている加入電話を他に譲渡した場合
- （4） 甲と当社とが締結している加盟店規約等による契約が解除又は解約された場合
- （5） その他、当社がINFOXの設置を不相当と認めた場合

2、甲又は乙は3ヶ月前までに、その旨を文書で当社に申し出ることにより、INFOXを取り外すことができるものとします。

第22条（暗証番号の入力）

当社又は利用カード会社は、暗証番号入力による信用販売を開始する場合は、所定の方法によりその利用方法を甲に連絡します。

第23条（商品コードの取扱い）

甲は、表示画面に「商品コード」と表示された場合は、別に定める商品コード体系表により該当する商品コードを入力するものとします。なお、商品が複数の場合は、代表的な商品コードを入力するものとします。

第24条（損害賠償）

甲及び乙は、本規約を遵守するものとし、万一これに違反してINFOXを使用しまたは第三者に使用させたことにより、当社又は利用カード会社に損害を与えた場合は、甲及び乙は、連帯してその賠償の責を負うものとします。

第25条（規約の改定及び承認）

- 1、 当社は、本規約をいつでも改定することができるものとします。
- 2、 当社は、本規約を改定する場合には、改定した新規約を甲に送付するものとし、甲がその送付を受けた後において、INFOXを使用した場合には、甲及び乙は、新規約を承認したものとみなします。

第26条（本規約の優先適用及び規約に定めのない事項）

- 1、 INFOXの設置、使用及び取り外しを行う場合は、すべて本規約、操作手順の定義に基づいて行うものとします。
- 2、 本規約に定めのない事項については、各社の加盟店規約等に従うものとします。

第27条（協議事項）

甲と当社又は利用カード会社間で、本規約及び各社の加盟店規約等に定めのない事項が生じた場合は、甲と当該カード会社間で協議の上、解決するものとします。

甲・乙が負担する費用

- （1） 電話の基本設置料・通話料
 - ・ 加入電話回線を新たに設置する場合はそれに要する一切の費用
 - ・ 加入電話回線の使用に係わる基本料・通話料
- （2） INFOXの取付費用
 - ・ INFOXの取付に係わる標準工事費用
- （3） 電源工事及び電気料
 - ・ INFOXに使用する商用電源確保のための工事費用
- （4） 移転費用
 - ・ 電話機又はINFOXの取り外し費用
- （5） 取り外しに伴う費用
 - ・ INFOX取り外し費用
- （6） 滅失・毀損
 - ・ INFOXが滅失・毀損した場合、完全な状態の復元又は修理をする費用

カード会社の費用負担により、INFOXを設置した場合は、第4条が以下の通りとなります。

第4条（INFOX 端末の貸与）

- 1、 甲及び乙がINFOXを設置及び使用する場合は、当社に所定の申込書を提出するものとし、当社が適格と認めるとき、当社は甲にINFOXを設置し、貸与するものとします。
- 2、 当社が甲に設置するINFOXは、当社が指定したメーカーが製造したINFOXとし、その選定は当社が行います。

<オーソリタイプ INFOX 特約>

オーソリタイプ INFOXについては、本規約のうち以下の条項に関して適用除外するものとします。

第11条（日計表の出力及び照合）

第12条（日計照合の不一致）

第13条（売上票提出の義務）

第14条（売上票到着と同一効力の発生時期）

第15条（売上データ送付カード会社）

第16条（信用販売代金の精算）

第17条（効力の取り消し）

※本端末によるデビットカードの取扱いに関しては、別途決済代行会社の定める加盟店申込書及びデビットカード加盟店規約その他取扱い規則等に従うものとします。